

①障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマーク。

1. 建築物に設置する際は、国（バリアフリー法）や自治体（まちづくり条例）などの設置基準にもとづき使用することを推奨。
2. 公共輸送機関に設置する際は、障害のために移動能力が限定されている方にも安全に利用できるスペースが確保されていることを確認し、設置者の責任の上で使用する。
3. 個人の車への表示はマーク本来の主旨とは異なり、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力はなく、思いやり駐車場所等を使用できる特権も存在しない。

②バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）により、2,000㎡以上の特別特定建築物を建築する際は建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、この適合認定を受けている場合は広告等にこのマークを使用できる。

③普通自動車運転免許を受けた人で、肢体不自由を免許条件とされている人が運転する車両の前後に表示する標識。（表示は努力義務で罰則はない）

他の運転者が、この表示がある車両に「幅寄せ」や「割込み」をした場合には、道路交通法により反則金、政処分点数が課せられる。

④普通自動車運転免許を受けた人で、政令で定める程度の聴覚障害を免許の条件とされている人が運転する車両の前後に表示する標識。表示せずに運転した場合は反則金、行政処分点数が課せられる。

他の運転者が、この表示がある車両に「幅寄せ」や「割込み」をした場合には、道路交通法により反則金、行政処分点数が課せられる。

⑤視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマーク。信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに、設置、添付されている。このマークの付いた歩行者用ボタンのある信号機は安全に渡れるよう長めに調整されている。

⑥自分の耳が不自由であることを自己表現するために考案された国内マーク。

このマークを見たり、提示された場合は、【相手が聞こえにくい】【聞こえない】ことを理解し、【手招きして呼ぶ】【大きな声ではっきり話す】【筆談をする】などの配慮が必要。

⑦認定された身体障害者補助犬（ペットとは異なる盲導犬等）が、公共の施設や交通機関、不特定多数が利用する施設で、一般の人に補助犬が同伴できることを知らせる啓発マーク。

不特定多数が利用する施設では、身体障害者補助犬の同伴を拒んでならないことを理解しよう。

⑧人口肛門・人口膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表している。オストメイト対応設備の設置義務付けは、不特定多数が利用するショッピングセンターなど。オストメイトが必要な人への外出時の利用可能施設を伝えるもので、トイレ入り口など個々の施設に掲示される。

⑨義足や人工関節を使用、内部障害や難病の方、また妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

このマークを身に付けた方を見かけた場合は、【電車・バス内で席をゆずる】【困っているようであれば声をかける】【災害時、避難するための支援】などの行動をしよう。

⑩白杖を頭上に掲げていると援助を求めているという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマーク。

白杖を掲げた人を見かけたら、【まず声をかける】、【困っていることを聞く】、【要望されたサポートをする】、駅のホームや路上などで危険に遭遇しそうな場合は、シグナルを示していなくても、危険回避のサポートをしよう。

⑪障害、難病、高齢、けが、妊産婦など車の乗降や歩行の困難な方の専用駐車スペースに表示される。駐車するには利用証が必要で、区役所厚生部等で一定要件の方に交付される。

障害や症状が固定している方は「緑色」、妊産婦やケガなどにより一定の期間だけ利用証が必要な方には、「赤色」の利用証を交付。（広島県の場合）

利用証の対象でない人は駐車をしない。

⑫身体障害者福祉法でいう心臓、肺、腎臓、膀胱・直腸、小腸、免疫への障がいがあること、または内部機能疾患があることを示すマーク。体の内部を表すハートに思いやりの心をプラスしてほしいとの意味。携帯・掲示は任意で法的拘束はない。

このマークを掲示している人は外形的には分かりにくいが何らかの障がいがある人であり、優先席の利用をされているときなどに理解をしましょう。

⑬筆談を必要としている人を対象としたマーク。ろう者等自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示した場合、【筆談で対応をお願いします】という意味。役所、公共及び民間施設、交通機関の窓口などで使用する場合は【筆談で対応します】という意味で、筆談対応できるところで広く提示することができる。

⑭手話を必要としている人を対象としたマーク。ろう者等自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示した場合、【手話で対応をお願いします】という意味。役所、公共及び民間施設、交通機関の窓口などで使用する場合は【手話で対応します】【手話でコミュニケーションできる人がいます】という意味で、手話対応できるところで広く提示することができる。

⑮70歳以上の運転者で、「加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがある」場合は、この標識をつけて運転するよう努めることが定められている。

他の運転者は幅寄せ・割り込みなどの妨害行為を行ってはならない。

⑯障がいのある方の就労環境の向上を通じた社会参加の促進に協力していると認定された企業や団体が広告物等に使用できるマーク。